

いわき市介護保険課確認事項

確認日時：令和3年5月6日（木）10：30～10：55

担当者：いわき市介護保険課 鈴木 康人 様

確認者：コンプライアンス部 須釜 初恵 鈴木 亜希

問1、法改正、報酬改定に伴う質問について、いわき市介護支援専門員連絡協議会から、介護支援専門員へアンケートを実施し、質問についてまとめ介護保険課へ質問しても良いか？

（答）

質問しても良い。介護保険課より得た回答は、ホームページ上でお知らせしても差し支えない。ただし個別ケースに関する質問は、詳細を確認する必要がある為直接介護保険課へ質問してほしい。

問2、重要事項説明書のひな型をいわき市として作成することは可能か？

（答）

現在介護保険課の給付担当が1名の為、早急には難しいが希望があれば検討する。

問3、個別機能訓練加算変更に伴うケアプランの見直しは必要か？

（答）

個別機能訓練加算（Iイ）及び（Iロ）については一連のケアマネジメントやサービス内容に加算の記載は必要ない。ケアプランの見直し時期に必要と判断される場合には、事業所と話し合い目標やサービス内容を変更することで差し支えない。

問4、いわき市の署名・押印についての考えは？

（答）

ケアプランについて書式に署名・押印欄があれば署名・押印が必要。新しい書式には署名・押印欄がない為、交付については支援経過に記載が必要。ケアプランに日付・署名があれば、交付の記録を支援経過に記載しなくても良い。利用票についても同様。

問5、支援経過に記載すべき内容は？

(答)

FAXの送受信記録は、全て記載する必要はなく、内容を確認したことが分かれば良い。
(例えば、書類に手書きで日付やチェックを入れる等) 契約やモニタリングについては記載が必要。支援経過でモニタリング内容が一目で分かる記載は必要なく、モニタリングを実施した記録が確認出来れば良い。(モニタリング実施 詳細別紙参照等) モニタリング用紙を別に作成していない場合には、支援経過に詳細に記録する必要がある。

問6、居宅サービス計画の割合数説明について

(答)

すでに契約を交わしている利用者について説明の上、署名を頂いたことが確認出来ない場合には運営減算となるが、確認は次回ケアプランの見直し時期で良い。4月中に全員分の同意を得ても良い。